

平成 21 年度

要 望 書

社団法人 隊友会

〈 目 次 〉

(要 望 項 目)

(頁)

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 憲法の改正・・・・・・・・・・・・	1
(1) 軍としての地位及び役割の明記	
(2) 軍事裁判所の設置	
2 日米共同防衛・国際共同行動の実効性の確保・・・・	3
(1) 集団的自衛権行使の容認	
(2) 国際平和協力活動に関する一般法の制定	
(3) 北東アジアを含む太平洋地域の安定に資する我が国の 主体的取り組み	
3 防衛体制の整備、強化・・・・・・・・	5
(1) 発展的な防衛省改革の推進	
(2) 中、長期的視野に立脚した防衛力整備及び防衛力発揮 基盤の充実	
(3) 任務の多様化・国際化に対応する人的防衛力の確保	
(4) 領域警備任務の付与	
(5) 島嶼部に対する防衛	
4 自衛隊員の処遇改善・・・・・・・・	10
(1) 隊員の再就職に関する施策の推進	
(2) 給与制度に関する代償機能の担保	
(3) 統合幕僚長の安全保障会議構成議員への指定及び認証官 としての位置付け	
(4) 叙勲の位置付け等の改善	
(5) 積極的な広報活動の奨励	
5 予備自衛官等の制度の充実・・・・・・・・	12
6 隊友会への支援、協力・・・・・・・・	13
おわりに・・・・・・・・・・・・	14

平成21年度要望書

社団法人隊友会

はじめに

「社団法人隊友会」は、昭和35年に発足して以来49年目を迎え、この間、「国民と自衛隊とのかけ橋」として各種の事業及び活動を推進してまいりました。

その一環として、昭和47年以降、毎年の情勢を踏まえて、防衛に関する事項について様々な観点から要望を行っております。内容は、憲法に関するものから、防衛政策、防衛力整備、自衛隊員の待遇等に関するここまで広範なものとなっております。

これは、わが国が、国際社会において国力に相応した責任を果たすことが不可欠な情勢にあるとの認識に立脚し、現職自衛隊員が、透徹した使命感のもとに後顧の憂いなく、高い誇りと自信を持って増大する国内外の各種任務遂行に専念できるよう、その環境の改善・整備に貢献することが隊友会の役割と確信するからであります。

以下、6項目について要望を述べます。

1 憲法の改正

隊友会は、わが国が国際社会の中でその国力に応じた責任と役割を果たすため、「憲法上、国を防衛するための実力組織を明記し、その地位・役割を明らかにすること」を目指して全国署名活動を行い、78万余の賛同者を得て、平成18年6月衆・参両議院に請願いたしました。

以下、署名活動の目標であった「軍としての憲法上の地位確立」及びそれに不可分な「軍事裁判所の設置」について申し述べます。

(1) 軍としての地位及び役割の明記

昭和25年、朝鮮戦争勃発を契機として国内治安を維持することを任務とする警察予備隊が発足しました。その警察予備隊は、所謂ポツダム政令による警察予備隊令を創設の根拠とし、憲法に明記されることなく発足しました。その後、警備隊・保安隊次いで陸海空3自衛隊へと任務を拡大し発展してきたものの、今日に至るまで、自衛隊は『違憲ではない』とする解釈による自衛隊容認のまま据え置かれてきました。

しかし、今のままでは『違憲』という批判は消えることがなく、憲法上の自衛隊の位置付けの問題を解決することはできないのが現実であります。

創隊以来半世紀余、自衛隊は、国家の最も基本的な責務である国の防衛のための活動

を中心として、嘗々と真摯に隊務に励んできました。現在、わが国のGDPが世界第2位であることに象徴されるように、わが国の国際社会における位置付けは高まり、自国の独立と平和を守る努力はもとより、「経済大国 日本」としてより発展していくためにも地球規模での安全保障に関わる応分の責任分担、特に人的な国際貢献が強く求められる時代となりました。この国際社会の期待に応えるべく、自衛隊は新たな国際平和協力任務を開始し、わが国を代表する人的貢献の尖兵としての諸活動を現在に至るまで成功裡に実施しており、国際社会からも高い評価を得ております。

今日、憲法公布から63年目を迎えて、国民の憲法に対する認識は新たな時代に進みつつあります。日本世論調査会が行った自衛隊関連世論調査では、「憲法を改正し、自衛隊の存在を明記すべき」とする意見が概ね過半数に至っており、また、内閣府が3年毎に実施している自衛隊・防衛問題に関する世論調査結果による肯定的意識の向上及び長年の願いでありました防衛省の発足に見られるように、冷戦後のわが国の安全保障体制や自衛隊に関する国民の理解が着実に進んでいるものと考えられます。

また、衆参両議院の憲法調査会の数年に及ぶ活動成果の報告並びに自由民主党、民主党及び有識者らによる新憲法草案等の提示・提言など、嘗て憲法改正に関する論議がタブー視されていた時代から、改正に向けた新たな歩みがここ数年拡がってきております。憲法の改正手続きを規定する国民投票法も19年に成立し、憲法改正の基盤は整備されました。更に、国会の憲法審査会の規程制定・始動に向けた進展を期待するものであります。

このような情勢を受け、「国を防衛するための軍（国軍又は国防軍）」の存在を憲法に明記し、その地位・役割を明らかにすることこそ、戦後日本の「国」の根幹に関わる憲法上の綻びを正して、国際化が一段と進んだ新たな時代におけるわが国のあるべき姿になるものと確信します。また、自衛隊員が、国を代表する誇りと自信を持って、「危険を顧みず、身をもって責務を完遂し、国民の負託に応えること」に邁進するためにも、自衛隊を軍として位置付けるよう憲法の改正を強く要望いたします。

(2) 軍事裁判所の設置

現在の自衛隊に関する司法体制は、通常の社会規範とは全く異なる武装集団（軍）として行動する自衛隊の特性を考慮したものとなっておりません。この体制下では、有事のみならず平時においても、自衛隊の行動を律することに多くの矛盾が生ずることが考えられます。

任務に基づく各種出動や国際平和協力活動中に、例えば武器を使用した自衛官の行動の正当性に対し刑法上の審判を行う場合、一般国民を対象とした法的規範ではなく、国際的基準に則った軍としての法的規範により公正、適切に捜査・検証・審判される環境の整備が必要と考えます。今のままでは、現場の各級指揮官や自衛官が武器を使用する

に当たって遅疑逡巡しかねません。

国内外における各種の行動時の困難な環境においては、部隊指揮に一瞬の躊躇も許されません。指揮官の遅疑逡巡は行動全局面に影響を及ぼすものであり、指揮官の命令に基づき自らの生命を賭して行動する全隊員が、微塵も懸念無く任務に邁進できる環境造りこそ、任務達成の基盤要件であります。

軍事裁判所の設置を憲法に規定し、その審判根柢となる軍法を制定するとともに、自衛隊員の義務・責任に相当する栄誉と処遇に関する諸規程を同時に整備することを強く要望します。

2 日米共同防衛・国際共同行動の実効性の確保

国際社会は、依然として伝統的な国家間の紛争から、大量破壊兵器等の拡散、国際テロなどの新たな脅威や多様な事態に至るまで様々な課題に直面しています。国際間の協調を図るとともに米国との安全保障体制を基調とするわが国の平和と繁栄のためには、日米同盟の実効性の向上及び国際社会との連帶行動が欠かせません。

以下、わが国の安全を確かなものとするため、「集団的自衛権の行使を容認」して日米安保体制を搖るぎなきものとし、また、国際社会の平和構築のため、「国際平和協力活動に関する一般法を制定」すること、更に「北東アジアを含むアジア太平洋地域の安定に資するためのわが国の主体的取り組み」について申し述べます。

(1) 集団的自衛権行使の容認

「わが国が、国際法上、集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、集団的自衛権の行使は、憲法第9条の下において許容されている自衛権行使の範囲を超えるものであり、憲法上許されない。」と憲法解釈（昭和56年政府答弁書）されているため、わが国は集団的自衛権を行使できない現状にあります。

世界情勢及び安全保障環境は、憲法制定時や冷戦終結時と比べ大きく変化し、今や、地域規模の平和や国際規模の平和なくして、わが国の平和は実現不可能と言えましょう。アジアの平和と繁栄の基盤強化に繋がる日米共同防衛体制を、より実効あらしめるよう構築するために、更には、国際的な活動において関係諸国と十分な信頼関係の下、円滑な連携を行うためにも、集団的自衛権行使について容認することが必要であります。

安倍元首相の下に平成19年4月発足した「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」が、昨年6月に、公海上での自衛艦による米艦船の防護や米国向け弾道ミサイルの迎撃等これまで憲法との関係で困難とされてきた4類型の個別具体的な行動に関する報告書を当時の福田首相に提出し、憲法解釈を合理的に見直すよう提言しました。

特に、空自ペトリオットPAC-3の首都圏配備完了や海自イージス艦迎撃ミサイルS

M3迎撃実射試験成功にみられる通り、逐年わが国のBMD能力が整備・向上されることに伴い、米国に向かうかもしれない核ミサイルをわが国が撃墜するか否かという問題は、日米同盟の根幹が揺らぎかねない喫緊の課題であります。

核ミサイル登場以前にできた、現在の法制度や解釈を前提として、無理矢理現状に合わせようすることは限界を超えるものと思料します。

現実問題としても、4月5日に、北朝鮮からミサイルが発射され、この事態における、対応において、日米の緊密な連携が欠かせないことが判明しております。更に、報道によりますと、米国に到達しないミサイルについては撃墜しないと米国の要人が発言していることは、日米同盟の亀裂を招きかねない事態であると憂慮しているところであります。

早い時期に政府として憲法解釈を変更し、集団的自衛権の行使を容認の上、自衛隊法改正などの法整備をされますよう強く要望いたします。

(2) 国際平和協力活動に関する一般法の制定

平成19年1月、自衛隊の国際平和協力活動が本来任務化されました。今後は自衛隊の海外派遣の要件等を定める一般法、所謂恒久法の制定に向けた議論の進展が予測されます。

自衛隊の派遣と活動の基準に関する一般法の制定に当たっては、わが国として官民一体の国際平和協力活動の取り組み方全体を構築してその理念と活動内容を定め、わが国が主体的、積極的に行う全体像を示すとともに、その中で自衛隊がどこまでの役割を果たしていくのかについて議論を展開されますよう望みます。

イラク特措法では、紆余曲折がありましたが、結局、国際平和協力法と殆ど同じ武器使用権限となり、自己等防衛のための武器使用、且つあくまでも警察作用である正当防衛又は緊急避難に該当する場合のみ危害射撃が可能であると認められました。他国の軍隊等を防衛するための武器使用は認められておらず、また、国連平和維持活動の武器使用基準、所謂「国際基準」では認められている「任務遂行を妨害する行為を実力で排除するための武器使用」についても認められていません。

本年3月からはソマリア沖における海賊対処のため、海上自衛隊の護衛艦が派遣され、更に5月にはP3C及び基地警備のため陸上自衛隊中央即応集団の隊員が派遣されました。

これらの派遣部隊の行動基準は、当初わが国周辺で適応される海上警備行動であり、必ずしも現地の行動基準としては適切ではありませんでした。このため、海賊対処法が国会に上程され、6月19日に法案が国会を通過し、現実の事態に対応する法律が制定されたことは大変喜ばしいことで、大きく考え方が前進したと評価できます。

今後、海外における自衛隊の任務・役割が拡大し、治安維持、警護あるいは船舶検査

等を実施することになれば、これまでの自己等の生命・身体を防衛するということに加えて、例えば、同盟国軍の防衛、自衛隊の職務に直接関係のない者の防護等防衛対象者の拡大、あるいは、拡大する任務遂行のために必要な自己等の防衛を超えた武器使用権限の容認についても検討を深化しなければなりません。それにより、一層効果的な任務遂行が期待でき、また国際的な批判を避けて信頼が高まるものと確信します。

現場で実際の運用や任務に就く者の立場を尊重し、必要不可欠な武器使用権限を派遣部隊に与えずして任務拡大のみがなされることがなきよう、また、「万が一」に備え、派遣隊員の栄誉・補償についても遺漏なきよう措置され、隊員が後顧の憂いなく誇りと自信を持って任務地に赴くことができますよう強く要望いたします。

(3) 北東アジアを含むアジア太平洋地域の安定に資する我が国の主体的取り組み

北東アジアを含むアジア太平洋地域は自然災害の多発地域であり、経済の発展に伴う人口増加及び都市化が進行する一方、防災体制の構築が不十分で災害の直撃による被害が甚大になる傾向にあります。このような災害に関する情勢認識に基づき、国家としてアジア太平洋地域における多国間協力枠組みの構築に積極的に取り組む必要があると思料します。

その際、日米同盟を機軸として多国間で協力して行う枠組みを防衛省主導で構築し、日米同盟の強化と相まって、同地域における安全保障体制の強化・発展に繋がるよう提案するものであります。

3 防衛体制の整備、強化

長年の懸案であった有事法制が、関係者の多大な努力により、また、国民の多くから理解と支持を得て、平成15年・16年に亘って成立し、有事法制の法的基盤は整備されました。

しかしながら、北東アジアの安全保障環境は、透明性不十分なまま軍事力近代化及び軍事費の拡大を継続している中国、核保有国としての地位を確保するため、国際世論を無視して核実験や弾道ミサイル実験を重ねている北朝鮮、経済力の回復を基調とする「強い国」施策を進めるロシアなど、冷戦終結後に欧州地域でみられたような安全保障環境の大きな変化はみられず、依然として各国・地域の対立の構図が残っており、また、国際テロ及び大量破壊兵器拡散の脅威等、わが国を取り巻く情勢は引き続き厳しく予断を許さないものがあります。

従って、わが国の一層の防衛努力が求められるところであると思料し、以下主要な事項について申し述べます。

(1) 発展的な防衛省改革の推進

防衛庁・自衛隊は、平成18年3月に移行した統合運用体制を着実に進展させつつ、平成19年1月に念願であった防衛省に移行し、政策官庁として再スタートを切りましたが、平成19年7月の中越沖地震災害派遣や、昨年6月の岩手・宮城内陸地震災害派遣、またイラク特措法により約5年にわたって活動してきた航空自衛隊による空輸支援、約7年間にわたる海上自衛隊のインド洋での海上補給活動などで国内外から高い評価を受けております。しかし、一方で元事務次官に対する有罪判決や、イージス艦あたごと漁船の衝突事案等により、防衛省に対し厳しい批判も受けており、隊友会としても大変憂慮しているところであります。

一連の防衛省・自衛隊関連事案の発生を受けて平成19年12月首相官邸に設置された「防衛省改革会議」が昨年7月15日、「不祥事の分析と改革の方向性」と題する報告書を提出しました。その報告書において示された基本的方向に従い防衛省としても、平成21年度においては防衛参事官制度を廃して、防衛会議を設置する法案を成立させる等、鋭意改善に取り組んでいることに敬意を表します。

これらの改革を実施するに当たり、武力攻撃事態及び周辺事態など有事に真に機能し得るよう組織、制度等の体制整備を推進し、わが国の国防組織が真に在るべき姿になりますよう要望します。

また、その際、陸海空3自衛隊の運用を実際的且つ効果的ならしめるよう、人事・教育訓練・補給整備等の部隊管理機能を堅持するとともに、武力組織としての指揮・統御並びに隊員の厳正な規律維持、高揚された部隊士気及び強固な部隊団結を容易ならしめる多面的な検討も必要であると思料します。

警察予備隊としての創設から、保安庁を経て防衛庁に至るまでの背景や歴史に遡って問題点を掘り起こし、列国の国防省と同じような役割が果たせるよう国防政策を統括的に主管する防衛省（国防省）として、各種施策を実効的かつ、発展的に推進されることを要望いたします。

(2) 中長期的視野に立脚した防衛力整備及び防衛力発揮基盤の充実

自衛隊は、創設以来、直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することを主たる本来任務、所謂基本任務として防衛力・防衛体制を整備し、また、精到に訓練を積み上げてきております。近年の安全保障環境の変化に伴い、自衛隊は、更にその任務が多様化・国際化しております。

昨今、防衛関係費は厳しい国家財政事情により、平成15年度以降7年連続で対前年度比削減（21年度は14年度比4%、約1800億円の削減）されております。一方、中国における国防費は21年連続して二桁の伸率を維持しており、21年度の予算は公表ベースで7兆930億円であり、実質はその2~3倍と言われております。

現在の防衛省・自衛隊を取り巻く行政環境は、全般的な国家財政の逼迫に加え、省改

革会議の議論や給入件費改革、公務員制度改革など一段と厳しいものがあり、在日米軍再編事業経費と相俟って、防衛力整備計画等への深刻な影響が危惧される状況にあります。

しかしながら、わが国の周辺諸国が、大量の通常戦力及び核戦力を保有し軍事力の近代化を継続している現状にあることからも、所要の防衛力整備は、国家の最重要施策として位置付けて推進されるべきものであり、防衛の基本任務である武力攻撃事態対処の機能に欠落を生じさせないよう努力を継続することが不可欠であると思料します。

防衛力の造成が短期間ににおいては困難なことからも、中長期的視点に立脚し、地に足の着いた着実・的確な防衛力整備を推進されることを強く要望いたします。

特に、今般、北朝鮮の弾道ミサイル発射、核実験を受け、様々な分野で敵基地攻撃能力を持つべきだとの議論がなされております。日本の安全保障戦略の基本である専守防衛を否定するものではありませんが、このように核ミサイルを持って日本本土を直接攻撃するかもしれない周辺国の出現に対して、今までの専守防衛の範囲を見直し、敵基地攻撃もその範疇に含まれるよう議論を発展させ、かつ新防衛計画の大綱で具体化されますよう要望いたします。

一方、後方分野においては、自衛隊創設以来、多くの民間企業による支援を受けて防衛力発揮基盤を整備してきました。一方、欧米では武器の国際共同開発・生産や軍需産業企業の整理・統合が進みつつあり、この潮流がわが国に及ぼす影響は大きなものがあります。わが国の防衛上の国家的策源確保の見地から、所要の国内防衛産業を育成し、防衛技術・生産基盤の維持を図ることについて検討されることを強く要望いたします。一度消失した防衛産業力の復元には、長い年月と多大の経費を要します。

このためには、防衛費の削減に歯止めをかけ、積極的に増額に転じることが不可欠であります。将来を見越した安全保障施策のため、防衛省として格段のご努力を切にお願いするものであります。

その際、国内防衛産業の存続に大きな影響がある、昭和51年三木首相の国会答弁による事実上一切の武器輸出を禁じた「武器輸出3原則」は、平成16年に「日米で共同技術研究を進めているミサイル防衛（MD）に関する共同開発・生産を3原則の例外と明示するほか、他の案件については個別に判断する」（官房長官談話要旨）と一部見直されました。しかしながら、それも「MD以外の米国との共同開発・生産案件及びテロ・海賊対策への支援、という2点について個別の案件ごとに検討の上、結論を得る」に留まっております。日米共同防衛及び海外における国際共同行動上の後方分野の実効性の確保並びに国際的な共同開発・生産の推進による先端技術力の維持・向上及びコスト節減の観点から、武器輸出3原則の大幅な見直しが必要と思料いたします。

わが国の宇宙開発は、平和利用に限るとした昭和44年の国会決議に基づき防衛目的

の宇宙利用を厳しく制限してきましたが、これを「非軍事」から「非侵略」に解釈を変更し、わが国の安全保障に資する宇宙開発・利用を認める「宇宙基本法」が、昨年5月に成立しました。侵略的でない技術の軍事利用を認めている国際社会の潮流に合わせた、ものであり、誠に喜ばしい限りであります。

防衛省としてもそれを受け、情報収集・警戒監視、情報通信、測位等C4ISR機能の向上に向け、鋭意検討していると聞いております。6月2日には宇宙基本計画も策定されました。その中で、「宇宙基本計画の推進に当たっては、防衛計画の大綱等とも連携を図りつつ」と述べられております。

国際平和協力活動等のための防衛専用通信衛星の保有並びにわが国情報収集能力を高めるための高解像度偵察衛星や弾道ミサイル探知の早期警戒衛星等の運用など安全保障分野に重要不可欠なもの施策化に関して、防衛省として計画的かつ積極的対応を要望いたします。

(3) 任務の多様化・国際化等に対応する人的防衛力の確保

自衛隊の具体的な体制や主要装備の整備目標を定める「防衛計画の大綱」は、最初、昭和51年に国防会議及び閣議において決定され、その後平成7年、同16年と2度新たな指針として策定され、防衛力の規模はその都度縮減されました。防衛力の規模が縮減される中で、陸・海・空3自衛隊は、任務の多様化・国際化に的確に対応するべく一層の隊務の合理化・効率化を図っている現状にありますが、わが国周辺地域の安全保障環境は厳しさを増す情勢下にあり、遺憾ながら隊務上の縛りが諸々顕在化し、もはや限界を超えていっているのではないかと懸念しております。

このような環境の中、総人件費改革を進める行政改革推進法の施行に伴い、平成18年度から5年間の自衛官実員数の純削減総数を8,685人とすることとなりました。これは、陸自1個師団の実員数を遙かに超えるものであります。削減の対象は、教育・給食・整備等の分野であり、それぞれ民間委託を進めることにより補完されますが、特に正面と後方が一体となって行動する有事の部隊運用に及ぼす影響は甚大なものがあり、総合的な実戦力の低下は否めません。

また、予想される首都直下地震等の未曾有の大規模災害派遣においては、機械力では補完できない膨大なマンパワーの長期にわたる全国からの集中が必要になりますが、それも覚束なくなることを真に憂慮するところであります。

一方、地方の安全・安心を担う警察庁・都道府県警察及び消防庁・都道府県消防職員は、ここ数年間毎年増員しており、また、海上保安庁職員もほぼ毎年微増しております。

わが国を取り巻く現下の安全保障環境を考慮し、国家防衛や大規模災害派遣等を担う自衛官の任務・役割の特殊性に鑑みて、社会情勢の変化に応じて柔軟に自衛官の定数を見直し、むしろ増員を含めた検討をお願いするものであります。

この際、現場の人的面の過剰負担を適正化し部隊が持つ本来の機能を十分に發揮するため、第一線部隊の自衛官充足率の向上を図られますよう要望します。

昨今の不況下においては、若年者の求人人数が減少し社会問題になっております。このような時にこそ、自衛隊員の募集を増大させ、社会における求人人数の緩衝機能の役割を果たすべきであると思料いたします。また、昨今は核家族化により集団生活を経験したことの無い若者が多く存在し、コミュニケーション能力が不足し、多くの職場でそのことが問題になっていると聞いております。一度、自衛隊において集団生活を体験させ、それらの人材を再度社会に送り出す教育機関としても、自衛隊は優れた機能を有していると考えます。

更には人的基盤を安定的に維持し、国内における災害派遣や、不測事態対処のために現在の駐屯地、基地等の維持はきわめて重要な問題であると考えます。北海道や九州の各県からも駐屯地や基地は「地域社会の発展や住民との連帯性確保のため」欠かせない存在であるとの意見書が提出されております。駐屯地、基地の獲得と維持については先人の並々ならぬ努力があつて、今日の形となっております。一度駐屯地や基地を縮小すれば、その再取得や拡張は多大な困難を伴います。一時の財政上の理由で、駐屯地や基地を削減しないよう切に要望いたします。

(4) 領域警備任務の付与

平成13年、自衛隊法が改正され、大規模なテロ脅威に備えた国内の自衛隊施設や在日米軍施設・区域における警護出動任務と治安出動下令前の情報収集任務が付加されました。しかしながら、今や、平時と有事を明確に線引きすることが困難な上、緊急事態の推移は速く、治安出動あるいは防衛出動の適時な発令は至難なことと考えられます。即ち、不審船・武装工作員等による日本の領域に対する不法行動に直面した際、当初からその脅威の実体を見極めることは困難であり、適切な初動対処が特に重要であるゲリラや特殊部隊の侵攻の可能性が高いにもかかわらず、現体制では警察や海上保安庁が対処せざるを得ない状況にあり、対応の機を失して我が国の主権が侵害されるとともに被害の拡大が危惧されるところです。

ゲリラや特殊部隊に対しては自衛隊が主体的に対処すべきものであり、平時から警察や海上保安庁等の関係諸機関と協同して、事態対処の当初から持てる防衛力を適切に運用することができるよう、所要の武器使用権限の他、例えば緊急通行権や施設の構築、物資の収用等の権限など準軍事的な対応を可能とする「領域警備」任務を自衛隊に付与することを要望いたします。

(5) 島嶼部に対する防衛

現在、中国が東シナ海で活発な資源開発をすると共に、海空軍力を増強して所謂第2列島線までを自国の影響力下に置くことを狙っていると言われております。

今後の中国軍の増強ペースを考えますと、機会があれば南西諸島特に尖閣諸島等に何らかの働きかけをすることは容易に想像出来ます。これらを未然に防止するためには海空域を含めた南西諸島の防衛力強化は焦眉の急の問題と思料します。これらの防衛力の強化に特段の配慮を要望します。一度、実効支配された地域の回復は北方4島や竹島の例でも分かるよう、きわめて困難なことになることは歴史が証明しております。

4 自衛隊員の処遇改善等

平成18年9月に防衛庁長官を委員長とする「防衛力の人的側面についての抜本的改革に関する検討会」が設置され、平成19年6月に「報告書」として検討結果を纏められました。今後、更に具体的検討を深化し、その報告に基づく着実な施策化を強く期待するところであります。

以下、5点について要望を申し述べます。

(1) 隊員の再就職に関する施策の推進

国内経済は、景気回復及び雇用情勢の改善が足踏み状態にあることから、自衛隊退職者にとって厳しい雇用環境におかれています。特に、55歳前後の若年で定年を迎える自衛官は、退職後の生活設計を確立するため再就職が必至ですが、団塊世代の多数定年退職時期と重なることから、従前以上に厳しい援護業務を余儀なくされております。

国家公務員法改正などにより府省庁による再就職のあっせん禁止、また、「官民人材交流センター」による再就職あっせんも一部を除き、行わぬこととされておりますが、特に年間約8千人を数える自衛官特有の若年定年制及び任期制の自衛官の再就職については、特別職の特殊性を十分考慮した上で、防衛省・自衛隊が一丸となって就職援護施策をより推進され、再就職が退職予定隊員の期待に十分応えられるものとなりますようご尽力いただきますことを切望します。

(2) 給与制度に関する代償機能の担保

特別職国家公務員である自衛隊員には、一般職公務員の給与制度に関し人事院が実施しているような労働基本権制約の代償としての機関、所謂代償機関が存在しておりません。また、戦う武装集団であるため、自衛隊の組織及び隊員の活動は、有事の作戦行動を基準として律せられております。このため、自衛隊員の給与制度の改善に関しては、これまで防衛省（庁）独自に大臣（長官）等の私的諮問機関としての調査会、研究会の答申結果を得る、若しくは一般職の施策を準用するといった形で推進されてきました。

現行の自衛官俸給表は、職務内容の比較的類似する行政職俸給表（一）と公安職俸給表（一）を基準として決定されています。しかしながら、自衛官の階級が17区分ある

ことから、各階級の職階差に見合う適切な給与格差を設定することができず、特に幹部と准尉・曹の役割の相違を俸給上明確にすることができないなどの切実な諸問題が内在しております。

平成19年に纏められた「報告書」に基づく大きな前進を担保し、更に、一般職の俸給表等に立脚しない、階級組織等の自衛官の特殊性を反映した自衛官独自の給与体系を新設するためには、その合理性等について国民の理解を促進するための省外の客観的な立場からの見解が不可欠であり、一般職公務員給与についての勧告によることなく、主体的な施策を可能とする恒常的な代償機能の整備が求められます。

自衛隊員に対し、いかなる困難な状況下においても、崇高な使命感をもって誇り高く任務遂行に邁進する基盤を付与するため、給与制度に関する代償機能を一般職に対する制度から独立して担保するよう、より本質的な課題として、「報告書」関連施策の具体化と並行して検討されることを要望いたします。

(3) 統合幕僚長の安全保障会議構成議員への指定及び認証官としての位置付け

国防の基本方針及び防衛計画の大綱並びに武力攻撃事態等、周辺事態、重大緊急事態などについて審議する安全保障会議において、統合幕僚長は「必要があると認めるときには、会議に出席させ、意見を述べさせることができる。」となっており、軍事の最高専門家として議長（首相）を常時補佐する役割が与えられておりません。多種多様な脅威や事態が複雑に生起しかねない時代において、国家、国民の安全を守るために、統合幕僚長が「関係者の出席」という立場ではなく、「構成議員の一員」としての立場から同会議に常時出席することが今や不可欠であります。

また、平成18年3月に統合幕僚監部が発足し、3自衛隊統合運用の長として統合幕僚長の職責が一段と高まりました。今後は運用に関しては一元的に統合幕僚監部即ち統合幕僚長が直接防衛大臣を補佐することとなると聞いております。自衛隊員25万人の実質的な運用の責任者である統合幕僚長をその職責に相応しい認証官として位置付けられるよう切に要望いたします。

(4) 叙勲の位置付け等の改善

防衛行動の特殊性から、若年定年制を導入せざるを得ない自衛官の定年は、一般的に55歳前後であり、叙勲の対象となる通算在職年数も、60歳まで勤務する他公務員と比較して短いものとなります。結果的に、国家、国民の安全のため身命を賭し、危険を顧みないで任務に従事するといった過酷な職務の特性にも拘わらず、自衛官の叙勲は、低い等級に格付けされるとともに、対象者数も抑制されてきました。

国の防衛という崇高な使命を担う自衛官の職責に相応しい叙勲とするため、より上位の等級に位置付けするとともに、長期間にわたる国家に対する献身に国が敬意を払って報いるため、死亡者叙勲を含めて叙勲対象者を拡大することを強く要望いたします。

特に、自衛官が、各種出動・派遣等及び国際平和協力活動、機雷・不発弾等処理などの業務に自らの危険を顧みることなく従事し、その職に殉じた場合はもとより、特に顕著な功績を挙げた場合の「緊急叙勲」の適用について明確に定め、国家として速やかに栄誉を授与されますよう要望いたします。

また、付隨的任務から本来任務化した国際平和協力活動において、経験したことのない文化・風習や気候・風土の環境下で現地の人々と交わりつつ、また、決して気を抜くことのできない大変厳しい治安情勢下、安全、確実に任務を遂行するためには、何よりも派遣隊員が透徹した使命感と日本の代表者たる高い誇りを持つことが必須であります。このため、国際平和協力活動等に従事した者に対し、勲章・褒章に準ずる栄誉として国家が授与する「栄章」(所謂「従軍記章」)制度を新設されますよう要望いたします。

一方、平成15年秋から危険業務従事者の叙勲制度が施行され、多くの退職自衛官が受章し、退職自衛官はもとより、現職自衛官の大きな誇り、歓びとするところであります。しかしながら、当該受章の榮に浴していない制度開始前の退職者が残されております。多くの者が今日の自衛隊を育て上げた功労者であり、彼等の永年の功績に対し、等しく危険業務従事者叙勲を授章されますよう柔軟な制度の運用を強く要望いたします。

(5) 積極的な広報活動の奨励

各級指揮官の積極的な部外に対する広報は、広く国民に自衛隊を理解して貰い、引いては自衛隊の地位向上のためきわめて重要であります。是非各級指揮官等の部外に対する積極的な広報活動を奨励して頂きたくお願い申し上げます。

5 予備自衛官等の制度の充実

即応予備自衛官、予備自衛官及び予備自衛官補の各制度は、有事等における自衛官所要数を急速かつ計画的に確保するとともに、防衛予算の効率的運用及び防衛基盤の育成・拡大を狙いとしており、自衛隊のみならず世界各国で重視されている予備役制度であります。

平成9年度に導入された即応予備自衛官制度は、陸上自衛隊の「人(マンパワー)」を確保するために大変重要な施策であります。自営業を営む即応予備自衛官に対しては、即応予備自衛官を雇用する企業に対し支給されている雇用企業給付金の制度の適用が認められておりません。自営業を営む即応予備自衛官も、年間30日の訓練招集期間中、当然その事業所得の損失があることを鑑みて、この損失に見合うような補填措置制度を盛り込むよう要望いたします。

予備自衛官制度は昭和29年自衛隊の発足と同時に導入されましたが、予備自衛官手当については、昭和62年に改定されて以来20年余も据え置かれたままとなっております。その増額については、訓練招集時予備自衛官を支援する県隊友会等から第一線の声として強い要望が寄せられており、早期改善を要望いたします。

また、予備自衛官等の制度を円滑に運用するためには、彼等を雇用する企業側の理解と協力が不可欠であり、国として雇用企業の法人税の税率軽減をするなど、予備自衛官等の雇用企業に対する補償措置を検討されますよう併せて要望いたします。

予備自衛官や予備自衛官補の装具は現在、現職自衛官の使用した古品が使用されており、予備自衛官や予備自衛官補の士気に影響を与えております。彼らにも新しい装具が充当されるようお願いいたします。

6 隊友会への支援、協力

公益法人改革に関し、昨年4月内閣府に公益認定等委員会が発足し、昨年12月には公益法人制度改革関連3法が施行され、社団法人隊友会は、「特例社団法人隊友会」に移行いたしました。そして、本年中には公益社団法人隊友会としての認定申請を行う予定であります。

隊友会は、社団法人として昭和35年に創立して以来半世紀近くにわたり、「国民と自衛隊とのかけ橋として、相互の理解を深めることに貢献する」ため諸事業・活動を推進し、防衛省・自衛隊内外から信頼と評価を得ていると自負しているところであります。引き続き、「かけ橋」たらんとすることを自任し、確固たる防衛基盤の構築に貢献するとともに、隊友会の公益法人認定が現職自衛隊員の社会的地位の向上にも繋がるものと思料し、平成22年度の公益社団法人化を目指して、目的・事業等定款の全面見直しを始め会務全般について鋭意検討を行い、所要の措置を推進中であります。特に公益事業拡大のため、国民の保護及び防災への協力、殉職自衛隊員・戦没者の慰靈顕彰、地域社会の健全な発展への貢献等について検討するとともに、現に実施している公益性のある事業の充実を図る所存でありますが、会務が更に発展的に継続できますよう、防衛省からの倍旧のご指導、ご協力をお願いいたします。

隊友会は、自衛隊各部隊との連携を日頃から密にし、賛助会員でもある現職自衛隊員と価値観を共有するなど一体感を醸成することを重視するとともに、全国各地で、地方行政機関を始め関係諸団体や地域住民と密に連携し、諸活動を行っております。防衛省・自衛隊が一丸となって国民の信頼を深くすべく改革努力を邁進されることに対し、全国各地で地域と一体となった活動を展開している隊友会の特性を發揮して、些かなりとも寄与してまいる所存であります。

また、国際平和協力活動の海外派遣のみならず国内災害派遣等により、隊員が長期間部隊を不在にする場合などの家族支援態勢の強化を、自衛隊各部隊が推進するに当たりましては、隊友会としても部隊と家族との連携に協力し、部隊が行う家族支援の活動に要請があれば積極的に参画したいと考えております。

このためにも、現職自衛隊員との心情的繋がりの斬新な隊員が、退職時に多数即日入会

することを心から願うものであります。

併せて、防衛基盤の確立・拡充及び部隊との絆を深めることに直結する会勢の拡大について特にご配意をいただき、退職隊員の正会員への入会促進等に係わるご支援を従前以上に宜しくお願ひいたします。

おわりに

長年の悲願である「憲法を改正して自衛隊を軍として明記する」ことを始めとし、集団的自衛権行使の容認、国際平和協力活動に関する一般法の制定、防衛体制の整備・強化及び自衛隊員の待遇改善等について要望いたしました。

現職自衛隊員が、わが国周辺海空域の警戒監視や災害派遣等並びにインド洋での補給支援活動、ゴラン高原及びネパールにおけるPKO、ソマリア沖での海賊対処、スーダンにおける司令部活動等国内外で着実に任務を遂行するとともに、本格的な侵略事態や新たな脅威等多様な事態に対し実効性ある対応をとるべく訓練に日々精進されていることに、隊友会会員一同深甚なる敬意と深い感謝の意を表するところであります。これらの諸任務に黙々と真摯に立ち向かう隊員一人一人の姿こそが、国民の自衛隊に対する信頼感の醸成に繋がるものと信じます。

自衛隊員が、隊員としての矜持を高く保ち且つ搖るぎなき自信を持って、国や国民の平和と安全のために身を挺することが可能となる防衛環境の改善のため、この隊友会の要望が少しでも貢献できることを心から切に望むものであります。

隊友会は引き続き、防衛省・自衛隊で長年にわたって積み上げた知見や技能を活かし、国民に対する防衛意識の普及高揚や自衛隊諸業務に対する各種協力等に尽力し、「国民と自衛隊のかけ橋」として国家・国民の安泰に寄与してまいる所存であります。防衛大臣を始め自衛隊員各位が今後益々ご活躍・ご発展され、更に深く国民の負託と期待に応えられますよう隊友会会員一同心から祈念いたします。

最後に、今後とも隊友会に対するご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、要望書の結びといたします。

H21.11.19